

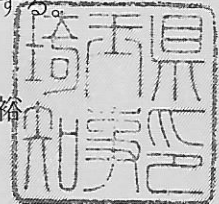
産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

氏名 長沼商事株式会社
代表取締役 長沼 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和3年12月13日

許可の有効年月日 令和8年11月18日

1. 事業の範囲

中間処理

切断：金属くず 以上1種類

破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(コンクリートくず及びがれき類を除く。) 以上3種類

圧縮：金属くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県所沢市林一丁目306番7 以上1筆 (面積5,198.69㎡)

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年11月19日	指令廃対第2070号	新規許可
平成17年12月21日	指令廃指第1912-1号	変更許可 (破碎処理能力の増大及び1種類の追加)
平成25年2月20日	—	変更届 (破碎施設及び保管施設の廃止)
令和3年9月9日	—	変更届 (保管面積の縮小、 保管高さの増大及び減少、保管上限の減少)
令和3年12月13日	指令西環第3-4号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	95.68t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成13年11月19日 — —
破碎施設	25.36t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成13年11月19日 平成17年12月21日 2-54
	50.40t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	42.32t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及びがれき類を除く。) 以上1種類	
圧縮施設	28.80t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成13年11月19日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
金属くず 以上1種類	60.0m ²	1.5m(屋内)
金属くず 以上1種類	36.2m ²	2.0m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及びがれき類を除く。) 以上1種類	100.0m ²	3.0m(屋内)

(以下余白)